

## 質問

## 清掃業務の回数変更など管理委託契約の軽微な変更でも総会決議は必要ですか。

(相談概要)

理事会より、管理委託契約の清掃業務の内容について、毎日実施している箇所のうちの一部を週一回 に変更してほしいと依頼がありました。理事会で決めた軽微な変更ですが総会決議は必要ですか。



## 回答

規約の定めによりますが、マンション標準管理規約に準拠している場合、管理委託契約の締結は総会決議事項ですので、契約内容が変更となる今回の事例では総会決議が必要となります。軽微な変更とはいえ緊急性を要しない場合は、管理委託契約の次の更新時期に内容の見直しを行うこととし、重要事項説明で組合員に説明した上で、総会承認を得て変更するようにした方がよいでしょう。

## <ご利用上の注意>

- ○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- ○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例 に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、 無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。